

台湾との特許手続上の微生物寄託分野における相互承認の開始について

平成 27 年 6 月 17 日

特許庁総務部企画調査課

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間で、特許手続における微生物寄託の相互承認について必要な関係当局の同意を得るために協力することが合意されました。日本国特許庁としては、交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から、平成 27 年 6 月 18 日から台湾との特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を開始します。

同日から、日本の国際寄託当局への国際寄託によって発行された受託証をもって台湾に特許出願することで、台湾において特許出願に関する手続上、微生物の寄託の効力が認められることとなります。また、特許庁長官が指定する台湾が行う機関指定に相当する指定その他の証明を受けた台湾の機関によって発行された寄託を証明する書面をもって日本に特許出願することで、日本において特許出願に関する手続上、微生物の寄託の効力が認められることとなります。

本相互承認は、原則として「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」（以下「ブダペスト条約」という。）における国際寄託と同様に行うこととなりますが、台湾はブダペスト条約に加盟していないことから、特に以下の点についてはブダペスト条約と異なる手続が必要となりますので御留意下さい。

ブダペスト条約規則 5.1 の規定に基づき、日本の国際寄託当局から日本以外の国際寄託当局へ寄託された微生物が移送された場合¹、当該寄託の効果はブダペスト条約締約国においては引き続き有効ですが、台湾においては有効ではなくなります。その場合、台湾における寄託の効果を維持するためには、原則としてブダペスト条約第 4 条(1)(e)の公表の日²から 3 か月以内に台湾へ再寄託を行う必要があります。

寄託や分譲の詳細な手続等については 6 月 18 日以降に以下のホームページをご参照下さい(機関への問い合わせについても 6 月 18 日以降にお願いいたします。)

1. 日本の寄託機関への寄託・分譲手続について

日本の寄託機関については、独立行政法人製品評価技術基盤機構の以下のホームページをご参照下さい。

<http://www.nite.go.jp/nbrc/patent/information/jp-tw-recognition2015.html>

2. 台湾の寄託機関への寄託・分譲手続について

台湾の寄託機関については、公益財団法人交流協会の以下のホームページをご参照下さい。

[http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/\(04\)/57D23A032F1E1EE649257E650022DA4C?](http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/(04)/57D23A032F1E1EE649257E650022DA4C?)

[OpenDocument](#)

¹ 天災等により日本の国際寄託当局がブダペスト条約上の業務の遂行を停止する場合、受託する微生物の種類の変更により該当する微生物の寄託を行わなくなる場合などが当てはまります。

² 寄託された微生物の属する種類の微生物について、日本の国際寄託当局が国際寄託当局としての地位を喪失したこと又は業務の遂行を停止することを、国際事務局（WIPO）が公表した日。

その他、台湾との特許手続上の微生物寄託分野における相互承認についてのお問い合わせはこちらまでお願いいたします。

特許庁総務部企画調査課 企画班

電話：03-3581-1101 内線 2154

FAX：03-3580-5741